

【取扱い厳重注意】

○回答者 あつたんです。

○質問者 このときに、注水状況が不明だということで、原災法 15 条 1 項の特定事象、具体的には非常用炉心冷却装置注水不能ということで通報されているということですね。

○回答者 はい。

○質問者 注水状況は水位が確認できず不明ということと、注水ができない、注水不能ということは、厳密には意味合いが変わってくると思うんですけども、不明の場合には、注水不能だということで、これは保守的に考えてということになるんですね。

○回答者 そういうことです。

○質問者 この水位が見えないというような、そのころ、16 時とか、17 時とか、ぼつぼつ情報が入ってきますね。では、先ほどの非常用 DG が水をかぶって使えない、特に運転中に 1 から 3。

○回答者 そのころには、16 時 36 分、これを出した後には、中央操作室からも情報が入ってきて、要するに、水が入ってきてているという情報が入ってくるんですね。それが DG の方にどれぐらい入っているかということまでいちいち見に行っていませんが、水が入ってきて、いろんな電源が死んでいるよということもと、DG が死んでいることが同じことだからと。要するに、水かぶって止まってしまったんだなというのがわかつってきたということなんですね。ですから、もう水をかぶってしまった時点で何もしようがない。極端に言えば、ヒューズが飛んだんだったら、ヒューズを取り替えればできるわけですが、それでも、水をかぶるような状態になったときに、すぐさま生かすということは極めて難しいという判断はしています。

○質問者 まだ日が暮れる前ぐらいには、少なくとも 1 から 3 の運転中の非常用 DG が使えないなど、要するに、何かして生かすことができるとかいうような状況ではないということは御認識されていたということですか。

○回答者 はい。

○質問者 1 つ、6 号機の非常用 DG が周波数調整して、使用ができるという状況になっていますね。これはどの時点で把握されていたんですか。

○回答者 それは、全交流電源喪失の、要するに、DG 止まったという時点で、全部止まったのかということに対して、6 号の後でつけた DG は生きているよという話は来ているんですね。

○質問者 それがあるので、10 条通報も、1 から 5 のみが全交流電源喪失、6 はしていないということですね。

○回答者 そういうことです。

○質問者 結局、計器類についての電源復旧も必要でしょうし、非常用ディーゼルが使えないということになって、次にどういう対応を取ろうとお考えになられたんですか。

○回答者 絶望していました。基本的には、私自身ですね。シビアアクシデントに入るわけですけれども、注水から言うと、全部の ECCS が使えない、IC と RCIC が止まって、HPCI がありますけれども、それらが止まった後、バッテリーが止まった後、どうやって冷却するのかというのは、検討しろという話はしていますけれども、自分で考えても、これというのがないんですね。

○質問者 答えがない。

○回答者 答えがないんです。アクシデントマネジメントのマニュアルから言うと、まずは FP、消